

草加市監査委員告示第 3 号

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

定例監査等の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、平成23年5月2日付けで草加市長から通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成23年6月3日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 大 野 ミヨ子

定例監査の結果に関する報告（平成20年8月21日 草監第99号）

- 1 所管部課 市立病院 経営管理課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 予算の執行管理について</p> <p>病院事業の委託料及び賃借料に係る予算の積算事務については、各事業の個別経費を積算し、積み上げ、予算総額が決定しているものと思われま。</p> <p>契約に際して、仕様書作成の決裁から契約締結に至る事務決裁手続において、決裁を受けた個別予算額を超える予定価格の作成や契約に至っているものが見受けられました。</p> <p>予算の執行管理及び契約事務においては、草加市病院契約規程第8条及び第21条の規定に基づき、適正な執行を図られたい。</p> <p>2 契約事務について</p> <p>契約に至る過程においては、公平性、透明性、競争性を向上させ、また、契約業務については、確実な履行を確保する必要があります。</p>	<p>1 予算の執行管理について</p> <p>一連の契約手続の際には、草加市立病院契約規程第8条及び第21条に基づき、予算の範囲内で予定価格を設定し、適正な事務処理に努めております。今後とも、法令等を遵守し、適正かつ正確な事務処理に努めてまいります。</p> <p>2 契約事務について</p> <p>草加市立病院入札等手続要領及び草加市立病院建設工事等入札参加資格業者指名停止基準につつま</p>

すが、草加市立病院入札等手続要領や草加市立病院建設工事等入札参加資格業者指名停止基準では、適切な規程の改正が行われていないものや、契約の目的を明確に表示しなければならない仕様書では、仕様内容が不明瞭なものも見受けられました。

また、賃貸借契約書においては契約条項の一部に、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が定める遅延利息の率に比べ、高い率が設定されていました。

関係法令の趣旨や社会情勢を考慮した契約関連規程の改正を図り、適正な契約事務を執行されたい。

3 医療機器の管理について

医療機器については、草加市病院事業会計規程第93条第1項第6号「固定資産の現況と登記簿又は登録簿及び固定資産台帳の記載事項の一致」とありますが、各機器と固定資産台帳とは一致していませんでした。

将来的に医療機器を廃棄処分する場合、現物と固定資産台帳が一致していないことにより、事務処理においても、資産管理においても正確性が失われることとなりますので、管理方法を検討し適切な措置を図られたい。

しては、ご指摘どおり必要な改正を行いました。

また、草加市立病院建設工事請負契約約款につきましても、適正な契約事務を執行するため関係法令に基づき必要な改正を行いました。

○草加市立病院入札等手続要領
平成20年7月1日施行(改正)

○草加市立病院建設工事等入札参加資格業者指名停止基準

平成20年10月1日施行(改正)

○草加市立病院建設工事請負契約約款

平成21年5月1日(改正)

3 医療機器の管理について

平成20年度に購入したMEセンター管理の医療機器につきましては、経理部門における資産管理台帳システムにMEセンター管理システムのコードを付し共有化しました。

今後は、平成19年度以前分について着手してまいります。

定例監査の結果に関する報告（平成21年3月18日 草監第193号）

- 1 所管部課 健康福祉部 長寿・介護福祉課
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>1 高年者福祉センターふれあいの里屋上手摺設置修繕</p> <p>(1) 当該修繕は、屋上に新たにスチールフェンスを設置していますので、修繕料からの支出はふさわしくありません。</p> <p>地方自治法施行規則第15条第2項の規定に基づき、適正な予算執行をされたい。</p> <p>(2) 当該修繕は、平成19年度予算のなかで位置づけられ、平成20年3月3日に修繕が完了しましたが、支出負担行為の事務手続は行われていません。</p> <p>また、支払は平成19年度の年度内に行われず、当該修繕が予算化されていない平成20年度予算の中から6月23日に支払われていますので、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき、適正な事務手続をされたい。</p>	<p>1 高年者福祉センターふれあいの里屋上手摺設置修繕</p> <p>(1) 修繕、工事などについては、予算積算時と仕様起案時の両方において、財務調整課等と相談し支出区分を確認した上で、地方自治法施行規則第15条第2項の規定に基づく、適切な予算執行を行いました。より適切な手法について検討していきます。</p> <p>※【需用費（修繕料）、工事請負費及び備品購入費の支出区分、手続等の見直し】へ</p> <p>(2) 修繕一覧表中に支出負担行為票と支払についてのチェック欄を設け、課内での確認体制を整備することで再発防止を図っております。また、当該修繕料の過年度支出については、市長決裁により書類整備を行いました。</p> <p>また、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づく遅延利息については、支払いの相手方の意向確認を行った後に、市長の専決処分により支払いを行い、平成21年草加市議会6月定例会に報告を行いました。</p>

定例監査の結果に関する報告（平成21年3月18日 草監第193号）

- 1 所管部課 市民生活部 廃棄物資源課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 集積所ブロック修繕及び集積所修繕</p> <p>(1) 当該修繕は、市の粗大ゴミ収集車が民間のブロック塀を破損させ、それを復旧していますので、修繕料からの支出はふさわしくありません。</p> <p style="padding-left: 2em;">地方自治法施行規則第15条第2項の規定に基づき、適正な予算執行をされたい。</p> <p>(2) 事故発生から現状復旧までの事務処理が、口頭のみで行われており、文書による事務手続は行われていませんでした。</p> <p style="padding-left: 2em;">通常の手務処理としては、事故発生の報告から示談交渉、現状復旧、示談書取り交わし等の一連の手務処理が文書により行われております。また、議会案件となりますので、法令等に基づき、適正な事務手続をされたい。</p>	<p>1 集積所ブロック修繕及び集積所修繕</p> <p>(1) 予算科目については、11節需用費（修繕料）から22節賠償金へ支出科目の変更を行いました。</p> <p>(2) 平成21年3月4日付け事故報告決裁後、同年3月18日に自動車事故処理審議会に付議し、同年3月26日付け示談締結を行いました。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、平成21年4月10日に保険金を支払い、平成21年草加市議会6月定例会に報告しました。</p>

定例監査の結果に関する報告（平成21年3月18日 草監第193号）

- 1 所管部課 都市整備部 地域整備課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 アコス地下駐車場</p> <p>(1) 既設のエアコンを撤去・処分し、新しいエアコンを設置することや出口管理ブースによる有人の料金精算方式を廃止し、無人式の料金精算システムを導入していますので、修繕料からの支出はふさわしくありません。</p> <p style="padding-left: 2em;">地方自治法施行規則第15条第2項の規定に基づき、適正な予算執行をされたい。</p>	<p>1 アコス地下駐車場</p> <p>(1) 今後は、適正な科目による執行に努めてまいります。</p> <p>※【需用費（修繕料）、工事請負費及び備品購入費の支出区分、手続等の見直し】へ</p>

<p>(2) エアコンやシステム機器については物品としての記録管理が必要ですので、適正に記録されたい。</p>	<p>(2) 備品台帳を整備し、備品として管理しています。</p>
---	-----------------------------------

定例監査の結果に関する報告（平成21年3月18日 草監第193号）

- 1 所管部課 建設部 道路課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 市道30392号線修繕工事</p> <p>(1) 当該修繕は、既設の舗装を剥がし、不陸整正工、表層工、基層工、残土処分工、区画線工を内容としていますので、修繕料からの支出はふさわしくありません。</p> <p>地方自治法施行規則第15条第2項の規定に基づき、適正な予算執行をされたい。</p> <p>(2) 当該修繕は、川口市分の道路を含んだ同一路線が、同一時期、同一業者で行われていました。川口市の負担部分についての協議内容は、口頭でやり取りされており、文書による事務手続はありませんでしたので、適正な事務手続をされたい。</p>	<p>1 市道30392号線修繕工事</p> <p>(1) 工作物が著しく破損し、機能を果していない道路において、原状回復を目的とする場合は需用費（修繕料）にて適切に執行いたします。また、原状回復を目的としない場合は工事にて対応いたします。</p> <p>※【需用費（修繕料）、工事請負費及び備品購入費の支出区分、手続等の見直し】へ</p> <p>(2) 行政界における修繕については、関係機関と協議し、打ち合わせ記録を作成するなど適正な事務手続を進めています。</p>

定例監査の結果に関する報告（平成21年3月18日 草監第193号）

- 1 所管部課 都市整備部 みどり公園課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>草加松原公園せせらぎゾーン給水設備埋設ケーブル修繕</p> <p>当該修繕は、給水設備への電源供給に不具合が生じたことにより、すべての電源ケーブルを新たに敷設し、さらにメンテナンス性向上のためにハンドホールを設置していますので、修繕料からの支出はふさわしくありません。</p> <p>地方自治法施行規則第15条第2項の規定に基づき、適正な予算執行をされたい。</p>	<p>草加松原公園せせらぎゾーン給水設備埋設ケーブル修繕</p> <p>当該修繕につきましては、事業の内容を考慮し、給水設備の機能維持であり、修繕により対応を行いました。より適切な手法について検討していきます。</p> <p>※【需用費（修繕料）、工事請負費及び備品購入費の支出区分、手続等の見直し】へ</p>

定例監査の結果に関する報告（平成21年3月18日 草監第193号）

- 1 所管部課 消防本部 総務課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>洗濯機、デジカメ修繕</p> <p>当該修繕は、故障した洗濯機、デジタルカメラの修繕ではなく、新しい備品を購入していますので、修繕料からの支出はふさわしくありません。</p> <p>地方自治法施行規則第15条第2項の規定に基づき、適正な予算執行をされたい。</p> <p>また、新たに購入した備品については、物品管理がされていませんでしたので、適正な事務執行をされたい。</p>	<p>洗濯機、デジカメ修繕</p> <p>11節需用費（修繕料）から18節備品購入費に支出科目の変更を行うとともに、備品台帳を作成しました。</p>

定例監査の結果に関する報告（平成21年3月18日 草監第193号）

- 1 所管部課 自治文化部 文化・スポーツ振興課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>小山・新田小学校照明設備障害物除却修繕 当該修繕は、夜間照明施設上にあるカラスの巣と巣の中の雛を処分するとともに、巣が今後作られない対策をしていますので、修繕料からの支出はふさわしくありません。</p> <p>地方自治法施行規則第15条第2項の規定に基づき、適正な予算執行をされたい。</p>	<p>小山・新田小学校照明設備障害物除却修繕</p> <p>1 1 節需用費（修繕料）から 1 3 節委託料へ支出科目の変更を行いました。</p>

定例監査の結果に関する報告（平成21年3月18日 草監第193号）

- 1 所管部課 教育総務部 総務企画課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>修繕料の支出について 小中学校における修繕料において、業務委託的なプール清掃や新たにエアコンを購入しているもの等へ支出していますので、修繕料からの支出はふさわしくありません。</p> <p>地方自治法施行規則第15条第2項の規定に基づき、適正な予算執行をされたい。</p>	<p>修繕料の支出について</p> <p>1 1 節需用費（修繕料）から、プール清掃については、1 2 節役務費へ、エアコンの購入については、1 8 節備品購入費へそれぞれ支出科目の変更を行うとともに、備品台帳を整備し、備品として管理しています。</p>

定例監査の結果に関する報告（平成21年3月18日 草監第193号）

- 1 所管部課 全庁共通
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
	<p>【需用費（修繕料）、工事請負費及び備品購入費の支出区分、手続等の見直し】</p> <p>1 平成23年度予算積算時において、需用費（修繕料）、工事</p>

	<p>請負費及び備品購入費について、目的、性質、規模等により区分しました。</p> <p>2 需用費（修繕料）及び工事請負費について、手続等の見直しを行い、次に掲げる規程等の整備を行い、予算執行の適正化を図りました。</p> <p>(1) 草加市事務決裁規則 (2) 草加市予算規則 (3) 草加市工事等監督規則 (4) 草加市工事等監督委託規則</p>
--	--

財政援助団体等監査の結果に関する報告（平成21年2月19日 草監第181号）

- 1 所管部課 自治文化部・みんなでまちづくり課
- 2 対象団体 草加市コミュニティ協議会
- 3 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>物品の管理について</p> <p>実地監査において、草加市所有備品、コミュニティ協議会備品、利用者等からの預かり備品並びに所有者が不明の備品が見受けられましたので、各館共通の保管方法や受入、廃棄処分などの管理基準（マニュアル）等を検討し、草加市財産規則並びに草加市コミュニティ協議会会計規程に基づき、管理区分を明確にし、備品台帳の整備を行い、適正な管理を図られたい。</p> <p>また、会計規程第30条で、「毎会計年度末における保全状況を確認するため、備品管理事務に携わるものは、会計責任者の立ち会いのもとに棚卸をしなければならない。」と定められておりますが、同規程に基づく運用が行われておりませんので、適正な運用を図られたい。</p>	<p>物品の管理について</p> <p>備品台帳の再整備及び棚卸を実施し、適切な管理を実施しています。</p>

財政援助団体等監査の結果に関する報告（平成21年2月19日 草監第181号）

- 1 所管部課 自治文化部・みんなでまちづくり課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 報告書の提出について 協定書第16条で、「業務終了後60日以内・・・」と定められておりますが、仕様書の11の文中「・・・また、指定管理期間終了後2月以内に必要な書類を添えて実績報告書を市長に提出すること。」とありますが、指定管理期間終了後では、3年に1回の報告と受け取ることもできますので、「業務終了後・・・」と文言を統一されたい。</p> <p>2 管理・指導について 協定書第2条で、「草加市立コミュニティセンターを適正かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。」と定めていることから、物品の管理及び現金の取り扱いについては、適切に指導されたい。</p>	<p>1 報告書の提出について 協定書の文言を「業務終了後60日以内」に統一しました。</p> <p>2 管理・指導について みんなでまちづくり課職員による立会いを実施しております。</p>

財政援助団体等監査の結果に関する報告（平成21年2月19日 草監第181号）

- 1 対象団体 草加市コミュニティ協議会
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 現金の取り扱いについて コミュニティセンターでは、利用者サービスの一環として、コピーサービスなどを有料で行っております。 実地監査において現金等の確認をしたところ、指定管理者制度導入以前に収納されたとと思われる、コピー料金などが簿外現金として金庫内に保管されておりましたので、適切な手続きをされたい。 なお、平成19年度以降の使用料について</p>	<p>1 現金の取り扱いについて 草加市コミュニティ協議会が一時的に現金管理していた「預かり金」について、公金であると認められるため、平成20年度の草加市歳入に繰り入れました。</p>

は、適正に処理されています。

2 規約の整備について

規約第12条第1項で、「総会は、年1回開催し、会長が招集する。」と、第4項第2号で、「事業計画及び歳入歳出予算に関すること。」と、第3号で、「事業報告及び歳入歳出決算に関すること。」と定められています。

これらの議事は、毎年5月に行われる総会において議決並びに承認されておりますが、規約第17条第2項で「会計年度は4月1日に始まり翌年・・・に終わる。」と定められていることから、事業計画と歳入歳出予算は毎会計年度開始前に成立するよう規約の整備を図り、適正な手続きをされたい。

3 会計規程の整備について

(1) 会計規程第20条で、「・・・預貯金残高は毎月末日に金融機関の残高証明書と照合して、実際高を確認し、それぞれ担当者は会計責任者に報告しなければならない。」と定められておりますが、預貯金の残高証明書による照合・確認は、年度末に1回実施され、それ以外は通帳による残高照合を行っていました。

預貯金の残高については、会計規程第20条に基づき、金融機関の残高証明書との照合を行い、適正な事務執行を図られたい。

(2) 規約第17条第2項で、「会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年・・・に終わる。」と定められておりますが、平成20年度より公益法人会計ソフトを利用し会計処理をしていることから、会計規程第17条第6項の出納閉鎖日（4月25日）の意義について検討し、見直しをされた

2 規約の整備について

年1回の総会で、事業計画及び歳入歳出予算は承認される為、予算承認前の予算執行に関し引き続き研究してまいります。

3 会計規程の整備について

(1) 会計規程の文言を見直し、「預貯金残高は四半期毎に金融機関の残高と照合して、実際高を確認し、・・・」と現実に則したものとしました。

(2) 会計規程の文言を見直し、「出納は、翌年度の3月31日をもって閉鎖する」としました。

<p>い。</p> <p>(3) 会計規程第17条第3項で、「金銭の支払いについては、次の各号に掲げる事項を確認した上、請求書兼領収書によりこれを行うものとする。」と定められておりますが、平成19年度の事務局経費における支出については、請求書兼領収書の伝票の使用が無く、支出決裁手続についても行われておりませんでした。</p> <p>平成20年度より公益法人会計ソフトを利用し、振替伝票を起票し、支出決裁が行われておりますが、同規程で定める請求書兼領収書の起票はありませんので、適切な事務執行をされたい。</p>	<p>(3) 会計規程の文言を見直し、「金銭の支払いについては、次の各号に掲げる事項を確認した上、請求書兼領収書又は、振替伝票によりこれを行うものとする。」としました。</p>
--	--

定例監査の結果に関する報告（平成21年8月20日 草監第71号）

- 1 所管部課 水道部 営業課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>水道料金の更正事務手続について</p> <p>民地内で地下漏水が発生した場合の使用水量の決定方法については、「使用水量の決定に関する事務取扱要領」で規定されていますが、水道料金の更正（減額・還付）を適用する使用月の決定等についての規定がありません。現在更正案件の多くは、検針日等の状況から連続する4か月分の使用水量を限度として水道料金の更正が行われておりますが、一部取扱いに統一性を欠く事務手続が見受けられました。</p> <p>更正事務に統一性を図るために手続規定を見直すとともに、検針後提出される「漏水及び水量報告書」を活用し、地下漏水等による水道料金の損失を減らす対策を講じてください。</p>	<p>水道料金の更正事務手続について</p> <p>使用水量の決定に関する事務取扱要領を改正し、料金更正事務手続の統一を図りました。</p>

定例監査の結果に関する報告（平成21年8月20日 草監第71号）

- 1 所管部課 水道部 経営管理課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 建設工事請負契約約款について</p> <p>建設工事契約で使用する草加市建設工事請負契約約款における支払遅延に対する遅延利息の率が、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」で規定する遅延利息の率と相違していました。</p> <p>また、市が平成18年4月1日付で追加した「談合等の不正行為に係る損害の賠償」規定を盛り込まず使用しています。</p> <p>最新の内容に更新した建設工事請負契約約款を使用してください。</p> <p>(2) 契約方法について</p> <p>「印刷機賃貸借（レンタル契約）」及び「浄配水場内警備保障業務」については、それぞれ同一業者と特命による随意契約により単年度契約を締結していますが、他の業者でも履行可能な内容であり、特命による随意契約を採用する特別な理由が見受けられません。</p> <p>契約の相手方の選定については、公平性、透明性、競争性や品質を確保する契約方法を採用し、また、長期継続契約制度の活用により事務経費及び事務量の削減を図ってください。</p> <p>2 資金運用について</p> <p>「草加市水道事業資金管理及び運用に関する取扱要領」第6条では、当該年度の資金計画及び資金残高に基づき資金運用計画を作成する規定がありますが、資金運用計画を作成</p>	<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 建設工事請負契約約款について</p> <p>平成21年6月契約分から最新の内容に更新した建設工事請負契約約款を使用しております。</p> <p>(2) 契約方法について</p> <p>印刷機は、平成22年1月末に撤去いたしました。浄配水場内警備保障業務契約は、平成22年7月から競争入札による長期継続契約を締結いたしました。</p> <p>2 資金運用について</p> <p>平成21年度草加市水道部資金運用計画を作成し、運用方針を明確にしました。</p>

することなく、2年を償還期間とする日本国債を随時購入しています。

市場金利の状況を的確に把握する中で、安全かつ有利な運用方法、運用先を選定できるよう、早急に資金運用計画を作成してください。